

政治資金監査の質の向上について

～令和2年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

- 個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の総数は37人、総件数は60件（うち今回実施分 30人、46件）
- 対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用とフォローアップ研修の受講を呼びかけ

1. 個別の指導・助言の対象数等

(1) 個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不整合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、個別の指導・助言の対象とする。

(2) 個別の指導・助言の対象の内訳（今回実施分）

| 個別の指導・助言の対象としたもの | 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 (【】は令和元年分) | (参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (【】は令和元年分) |
|--------------------------|--|---|
| ア 政治資金監査報告書に係るもの | 12人 【3人】 | 23件 【6件】 (3.9%) 【1.0%】 |
| イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの | 22人 【17人】 | 27件 【19件】 (4.6%) 【3.4%】 |
| 計 | 34人 【20人】 | 50件 【25件】 |
| 純計 | 30人 【17人】 | 46件 【22件】 (7.8%) 【3.7%】 |

注1 上記の内訳は、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告のうち、令和3年12月7日以降に集計・審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

2 【】内の数値は、前回の令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とし

た取組において令和2年12月8日以降に都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。

- 3 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
- 4 比率については、次の算式により算出している。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数

要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、令和3年12月7日以降に集計が完了した都道府県選管等に係るもの (590件) 【592件】

(3) 個別の指導・助言の対象の内訳（令和2年分総数）

| 個別の指導・助言の対象としたもの | 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 （【】は令和元年分） | (参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 （【】は令和元年分） |
|--------------------------|--|---|
| ア 政治資金監査報告書に係るもの | 16人 【4人】 | 33件 【9件】 (1.3%) 【0.4%】 |
| イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの | 26人 【25人】 | 32件 【28件】 (1.2%) 【1.1%】 |
| 計 | 42人 【29人】 | 65件 【37件】 |
| 純計 | 37人 【26人】 | 60件 【34件】 (2.3%) 【1.3%】 |

注1 上記の内訳は、令和2年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数である。

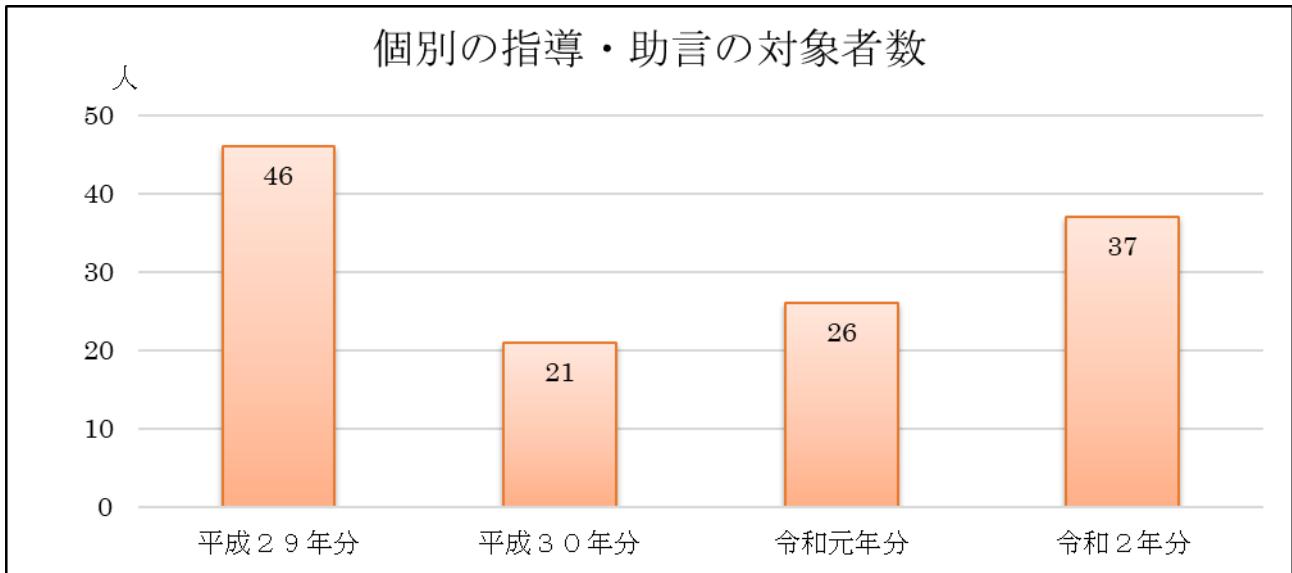
- 2 【】内の数値は、前回の令和元年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。
- 3 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
- 4 比率については、次の算式により算出している。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数

要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分収支報告書(定期分)の件数
(2,622件) 【2,571件】

(4) 個別の指導・助言の対象者数（総数）の推移

平成 26 年分から本取組を開始後、平成 29 年分までは 45 人超であったところが、平成 30 年分に減少し、令和元年分までは概ね横ばいであったところ、令和 2 年分については、増加が見られた。



注 上グラフは、都道府県選挙管理委員会等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

2. 個別の指導・助言の手法

(1) 文書による注意喚起

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監査を実施するよう注意喚起する。

(2) 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト活用の呼びかけ

令和 2 年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効性を強調し、誤りの再発防止の徹底を呼びかける。

(3) 個別の指導・助言の対象となった者へのフォローアップ研修受講の呼びかけ

令和 2 年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、令和 4 年度中に実施する「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」の参加を文書により呼びかける。

また、本研修においては、本取組に係る積み重ねを活かし、これまでの取組で明らかになった誤りの事例を取りまとめ、重点的に解説するとともに、誤りの再発防止を強く注意喚起し、今後の収支報告書に係る政治資金監査の質の向上を図る。

3. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

取組結果等の周知文書について、令和2年度において特に誤りの多かった事例について注意を促す記載を追記し、全ての登録時研修を終了した登録政治資金監査人に送付。

(2) 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

(3) 都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。

(4) フォローアップ研修における対応

これまでの取組で明らかになった誤りの事例等について、令和4年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。

4. 今回の取組結果の活用について

個別の指導・助言の取組及びその取組結果の周知については、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査に対する信頼の確保につなげるために有意義なものであることから、引き続き着実に実施するとともに、今後、令和2年分の増加の要因についての分析を行うこととする。